

議案第 16 号

総社市公共下水道条例の一部改正について

総社市公共下水道条例（平成 17 年総社市条例第 197 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

下水道法施行令及び標準下水道条例の改正により，下水道排水設備工事責任技術者の基準等を改める必要が生じたことから，関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市公共下水道条例の一部を改正する条例

総社市公共下水道条例（平成 17 年総社市条例第 197 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（指定の基準） 第 6 条の 3 市長は、前条第 2 項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定工事店の指定を行うものとする。 （1）排水設備の新設等の工事業を行う営業所（以下「営業所」という。）ごとに排水設備の工事に関し工事店規則で定める技能等を有する下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）<u>を選任</u>していること。 （2）～（5）略 （責任技術者） 第 6 条の 4 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、責任技術者を<u>選任</u>しなければならない。 2 略 第 10 条 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第 12 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 （1）～（8）略 （9）前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該	（指定の基準） 第 6 条の 3 市長は、前条第 2 項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定工事店の指定を行うものとする。 （1）排水設備の新設等の工事業を行う営業所（以下「営業所」という。）ごとに排水設備の工事に関し工事店規則で定める技能等を有する下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）<u>が 1 人以上専属</u>していること。 （2）～（5）略 （責任技術者） 第 6 条の 4 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、責任技術者を<u>専属</u>させなければならない。 2 略 第 10 条 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第 12 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。 （1）～（8）略 （9）前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該

改 正 後	改 正 前
公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第４号に掲げる項目に類似する項目及び <u>大腸菌数</u> を除く。） 当該排水基準に係る数値	公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第４号に掲げる項目に類似する項目及び <u>大腸菌群数</u> を除く。） 当該排水基準に係る数値

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。